

## 1. 避難地域の復興加速化

避難地域12市町村の将来像の実現に向け、まずは当面の目標として、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいても、福島の復興を世界に大きくアピールするため、広域連携による地域公共交通網の構築、二次救急医療の機能確保や医療人材の育成・確保、原発事故収束拠点として使用されているJヴィレッジの再生、「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指した取組など、具体的取組を中長期にわたって推進する上で必要な財源を、国の責務で確保するとともに、必要な推進体制の整備を図ること。

特に、復興の重要な財源である福島再生加速化交付金について、12市町村内の復興拠点が確実に整備できるよう一団地の復興再生拠点事業を最大限適用することなど、帰還環境整備や定住支援等において、地域の実情に応じた課題解決や避難者の帰還に向けた環境整備に資するものとなるよう、柔軟かつ継続的に措置すること。

また、住民避難に伴う人口減少を踏まえた平成27年国勢調査結果が、平成28年度以降の普通交付税算定に影響を与え財政運営に支障が生じないよう、特例措置を講じること。



二次救急医療の機能確保等 地域公共交通ネットワーク構築



Jヴィレッジの再生

## 2. イノベーション・コースト構想の早期具体化

本構想の実現は、失われた浜通りの産業基盤や雇用のいわば災害復旧であり、また、本県の復興に不可欠な廃炉のためのロボット技術等の確立に資するものである。2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて福島の復興を世界に発信すべく、以下の構想関連事業は、復興事業として位置付け、必要な財源を継続的かつ十分に確保するとともに、関係省庁一体となって対応すること。

- ・ **ロボット・テストフィールドの確実な整備**
- ・ **国際産学連携拠点の確実な整備**
- ・ **スマート・エコパークの実現に向けた支援**
- ・ **エネルギー関連産業プロジェクトの実現に向けた支援**
- ・ **農林水産プロジェクトの実現に向けた支援**



【ロボット・テストフィールド（イメージ）】



【国際産学連携拠点（イメージ）】

出典：経済産業省

## 3. 避難者支援の充実

避難生活が長期化する中で、住まいや健康などへの不安を抱える避難者の状況は厳しさを増しており、戸別訪問などのきめ細かな支援を行う相談員等の役割は重要となっている。

ついては、各種相談員の安定的な確保に対し、必要な財政措置を継続すること。

さらには、避難者への見守り・相談対応やコミュニティ活動など、避難者の帰還や生活再建に向けた支援を拡充すること。



## 4. 産業復興の加速化

原子力災害によって失われた産業基盤や雇用の回復等、産業の復興に必要な「グループ補助金」、「事業復興型雇用創出事業」を始め、福島特措法にも位置付けられている再エネ・医療機器・ロボット等先端産業の研究開発及び産業集積関連事業については、引き続き必要な予算措置を確実に講じること。

また、産業復興施策の柱である「企業立地補助金」は、浜通り地域等での制度充実を含め、本県全域を対象に制度を継続すること。



## 5. 風評・風化対策の強化

風評払拭等には、本県の現状や復興の取組等の正確な情報を継続して発信すること、国内外の多くの方々からの応援が不可欠となっている。

原子力災害により引き続き厳しい状況に置かれている本県の実情を踏まえ、あらゆる主体による、県全域を対象とした風評払拭等のための取組に必要な財源を継続的に講じるとともに、日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけや国際会議の県内開催など、国を挙げて取り組むこと。



## 6. 復興を支えるインフラ等の環境整備

「相馬福島道路」、「ふくしま復興再生道路」の早期整備、「JR常磐線」の早期全線復旧、「県営復興祈念公園」及び「国営追悼・祈念施設(仮称)」の整備など、本県の復興を支え骨格となるインフラ等の着実な整備や除染の確実な実施等のため、十分な予算を確保しつつ必要な措置を講じること。



## 7. 本県の原子力災害特有の課題に対応する事業の継続

（「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（6月24日復興推進会議決定）関連）

「震災等対応雇用支援事業」は、避難指示区域内の警備、商工会等の復興支援、農産物等の放射性物質検査など、雇用対策という事業趣旨よりも、復興に不可欠な事業のマンパワー不足に活用してきたことを踏まえ、その見直しにあっても、十分な予算を確保し、多岐の分野に対応できる柔軟性の高いものとする。

同様に、引き続き検討等とされた「県外自主避難者等への情報支援事業」、「福島再生可能エネルギー次世代技術研究開発事業」、「旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業」、「地域公共交通確保維持改善事業」についても、十分な予算を確保し確実に継続すること。



## 8. 復興特区法等に基づく課税の特例措置の延長等

県全域において、雇用確保に資する設備投資や被災者雇用の促進、復興まちづくりの円滑化等を図るため、復興特区法に基づく機械等の特別償却や税額控除等の適用期限を平成32年度末まで5年間延長するとともに、被災地の実態にあった要件緩和を行うこと。

また、インフラ整備のための譲渡所得の特例等、被災代替資産に係る特別償却等の課税の特例措置についても適用期限を延長すること。

併せて、これらに係る地方税の課税免除等に対する減収補填措置（福島特措法に基づくものも含む）も確実に5年間延長すること。

さらに、復興特区支援利子補給金制度について、確実に予算を確保すること。